

## 禁止物質・管理物質リスト (2026年2月1日改定)

本リストは、IEC62474 DB の物質リストを参照しています。

分類	
禁止	報告(規制)対象について、意図的添加を禁止する。閾値があるものは閾値レベル以上の含有を禁止する。
禁止候補	法規制にもとづき新規採用品への含有を禁止するとともに、従来品も代替期限を定め積極的に代替を進める。
管理	閾値レベル以上の含有がある場合は、報告が必要。閾値レベル未満であれば含有なしと見なす。

### 【注意事項】

1. 閾値レベル以上の含有の場合は分類に関係なく、報告が必要です。  
なお、"成形品"の定義は、各種法令に従います。
2. 特殊用途で特定物質を使用する場合を考慮し、図面等で指定された場合は禁止とせず、報告対象とはしません。  
図面等で断りがない場合は、含有禁止です。
3. REACH規則 付属書17の掲載物質には期限付きで使用が認められる用途があります。  
それらの用途について、当社としては期限の1年前まで使用を認めます。
4. 当社の図面や仕様書などに記載されている「RoHS対応」や「RoHS適合」などの記述は、「RoHS指令」で禁止される物質(備考欄にRoHS禁止と表記)を閾値以上含有してはならないことを指します。  
また、RoHS指令の制限から除外される用途を、別紙「RoHS適用除外 表1(MT83-6027)」および「RoHS適用除外 表2(MT83-6028)」に示します。
5. 同様に「グリーン調達基準に記載の禁止物質は含有禁止」の記述は、「禁止物質」を閾値を超えて含有してはならないことを指します。
6. CAS No.欄に表記の別リストとは、別紙「例示物質リスト(MT83-6012)」にて例を示します。

## ■対象物質群リスト

## ◆禁止物質

No.	管理区分	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル(報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	主な使用例
1	禁止	カドミウム／カドミウム化合物	別リスト参照	電池を除くすべて	均質材料の0.01 重量% (100ppm)	REACH規則 (EC) No1907/2006の付属書17; 2011/65/EU指令; 中国RoHS 韓国RoHS; 日本 J-MOSS; 米国/カリフォルニア州SB-20/50 REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条お 工業製品の品質管理および安全管理の 韓国法令: 電池規則 (EU) 2023/1542 中国規格 GB-24427-2009: アルカリ性及 び非アルカリ性亜鉛-二酸化マンガン電池 中の水銀・カドミウム・鉛含有量の規制要 件;	顔料、耐食表面処理、電気および電子材料、 光学ガラス、安定剤、めつき、樹脂用顔料、蛍光 灯、電極、はんだ、電気接点、接点、亜鉛め つき、PVC用安定剤
	禁止	カドミウム／カドミウム化合物		電池	電池の0.001 重量% (10ppm)	工業製品の品質管理および安全管理の 韓国法令: 電池規則 (EU) 2023/1542 中国規格 GB-24427-2009: アルカリ性及 び非アルカリ性亜鉛-二酸化マンガン電池 中の水銀・カドミウム・鉛含有量の規制要 件;	ニッカド電池
2	禁止	六価クロム化合物	別リスト参照	すべて	均質材料の0.1重量%(1000ppm)	2011/65/EU指令; 中国RoHS 韓国RoHS; 日本 J-MOSS; 米国/カリフォルニア州SB-20/50	顔料、塗料、インク、触媒、めつき、耐食表面処 理、染料
3	禁止	鉛／鉛化合物	別リスト参照	下記に示す対象以外のすべて	均質材料の0.1重量%(1000ppm)	2011/65/EU指令; REACH規則 (EC) No1907/2006の付属書17; 中国RoHS 韓国RoHS; 日本 J-MOSS;	ゴム硬化剤、顔料、塗料、潤滑剤、プラスチック 安定剤、快削合金、快削鋼、光学材料、CRT ガ ラスのX 線遮蔽、電気はんだ材料、メカはんだ 材料、硬化剤、加硫剤、強誘電体材料、めつ き、合金、樹脂添加剤
	禁止	鉛／鉛化合物		PVC中に含まれる鉛	0.1重量%(1000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の付属書	
	禁止	鉛／鉛化合物		主として12歳以下の子供向けの消費 者製品	子供用製品の0.01 重量% (100ppm)	米国家庭用品安全性向上法	顔料、塗料、プラスチック安定剤、着色料
	禁止	鉛／鉛化合物		玩具及び子供向け製品の塗料又は表 面塗装	表面塗装の0.009 重量% (90ppm)	米国家庭用品安全性向上法	顔料、塗料、プラスチック安定剤、着色料
	禁止	鉛／鉛化合物		熱硬化性樹脂または熱可塑性樹脂で 被覆された電線・ケーブル又はコード	表層被覆の0.03 重量% (300ppm)	米国/カリフォルニア州プロボジション65判 例法	顔料、塗料、プラスチック安定剤、着色料
4	禁止	鉛／鉛化合物		電池	電池の0.004 重量% (40ppm)	電池規則 (EU) 2023/1542 中国規格 GB-24427-2009: アルカリ性及 び非アルカリ性亜鉛-二酸化マンガン電池 中の水銀・カドミウム・鉛含有量の規制要 件;	マンガン電池、アルカリボタン電池
	禁止	水銀／水銀化合物	別リスト参照	電池以外すべて	意図的添加または均質材料の0.1重 量% (1000ppm)	水銀暴露の包括的管理に関するヴァーモ ント州法; ロードアイランド州一般法 23-24.9 および 2007年修正; ルイジアナ州水銀危険低減法; REACH規則 (EC) No1907/2006の付属書 17; 2011/65/EU指令; 中国RoHS 韓国RoHS; 日本J-MOSS; 米国/カリフォルニア州SB-20/50	蛍光灯、電気接点材料、顔料、耐食剤、スイ ッチ類、高効率発光体、抗菌処理
5	禁止	水銀／水銀化合物	別リスト参照	電池	意図的添加または電池の0.0001重 量% (1ppm)	ロードアイランド州およびコネチカット州の 水銀低減および教育に関する法律; 電池の取扱いおよび廃棄に関するニューヨーク州環境保全法 § 27-0719; 乾電池の製造、輸入、販売に関する台湾 の規制; 品質管理および工業製品の安全性管理に に関する韓国の法令(電池規制); 中国規格 GB-24427-2009: アルカリ性及 び非アルカリ性亜鉛-二酸化マンガン電池 中の水銀・カドミウム・鉛含有量の規制要 件; 電池規則 (EU) 2023/1542 カナダ製品含有水銀規則SOR/2014-254	酸化銀ボタン電池、アルカリ電池、マンガン電 池
	禁止	ニッケル	7440-02-0	長時間皮膚に接する場合はすべて	意図的添加	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属 書17	ステンレス鋼、めつき; 長時間皮膚接触の適用例: ヘッドホーン

No.	管理区分	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル(報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	主な使用例
6	禁止	トリプチルスズ=オキシド(TBTO)	56-35-9	すべて	意図的添加または成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法); REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2008.10.28 認可対象候補物質に追加)	防腐剤、防かび剤、塗料、顔料、耐汚染剤、冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤
7	禁止	三置換有機スズ化合物	別リスト参照	すべて	意図的添加またはスズ元素として、部品中の0.1 重量% (1,000 ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17; 欧州委員会規則No. 276/2010; 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)	安定剤、酸化防止剤、抗菌防かび剤、防汚染剤、防腐剤、防かび剤、塗料、顔料、耐汚染剤
8	禁止	ジブチルスズ化合物 (DBT)	別リスト参照	すべて	スズ元素として、部品中の0.1 重量% (1,000 ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17 および欧州委員会規則No. 276/2010	PVC 用安定剤、シリコン樹脂およびウレタン樹脂用の硬化触媒
9	禁止	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	別リスト参照	(a) 皮膚と接触することを意図する織物および皮革製品、 (b) 育児用品、 (c) 2液性室温硬化モールディングキット(RTV-2シーラントモールディング)	スズ元素として、部品中の0.1 重量% (1,000 ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17 および欧州委員会規則No. 276/2010	PVC 用安定剤、シリコン樹脂およびウレタン樹脂用の硬化触媒
10	禁止	ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類)	別リスト参照	すべて	均質材料の0.1 重量% (1000ppm)	2011/65/EU指令; 中国RoHS; 韓国 RoHS; 日本 J-MOSS	難燃剤
11	禁止	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)	別リスト参照	すべて	均質材料の0.1 重量% (1000ppm)	2011/65/EU指令; 中国RoHS; 韓国 RoHS; 日本 J-MOSS; 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)	難燃剤
12	禁止	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類)および特定代替品	別リスト参照	すべて	意図的添加	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法); 米国 TSCA	絶縁油、潤滑油、電気絶縁材、溶媒、電解液; 可塑剤、防火材、難燃剤、誘電体シーラント
13	禁止	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類)	別リスト参照	すべて	材料中の0.005 重量% (50ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17	絶縁油、潤滑油、電気絶縁材、溶媒、電解液; 可塑剤、防火材、電線とケーブル用コーティング剤、誘電体シーラント
14	禁止	ポリ塩化ナフタレン(塩素原子数が3 以上)	別リスト参照	すべて	意図的添加	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法); POPs条約; 欧州POPs規則	潤滑剤、塗料、安定剤(電気特性、耐炎性、耐水性)絶縁材、難燃剤
15	禁止	過塩素酸塩	別リスト参照	すべて	製品の0.0000006 重量% (0.006ppm)	米国カリフォルニア州過塩素酸塩汚染防止法2003	コインセル電池
16	禁止	パーカルオロオクタンスルфон酸塩(PFOS)	別リスト参照	すべて	意図的添加またはコートされた材料の1 μg/m <sup>2</sup> または成形品中の25ppb、関連物質は1ppm	POPs条約; 欧州POPs規則; カナダ環境保護法SOR/2008-178; 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)	フィルムとプラスチックの帯電防止剤
17	禁止	フッ素系温室効果ガス(PFC, SF6, HFC)	別リスト参照	すべて	意図的添加	EU 規制 No. 511/2014; 部分的および全体的フッ素化炭化水素、六フッ化硫黄の禁止と規制に関する農業、森林、環境、および水質管理所管連邦大臣によるオーストリア条例	冷媒、吹き付け剤、消火剤、洗浄剤、絶縁材、苛性ガス
18	禁止	アスベスト類	別リスト参照	すべて	意図的添加	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17; 米国 TSCA; 化学製品によるリスク低減に関するイスラエル規則	ブレーキライニングパッド、絶縁体、充填材、研磨剤、顔料、塗料、タルク、断熱材
19	禁止	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	別リスト参照	織物と皮革	仕上がり織物/皮革製品の0.003 重量% (30ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17	顔料、染料、着色料
20	禁止	オゾン層破壊物質	別リスト参照	すべて	意図的添加	モントリオール議定書、EU EC No. 2037/2000、EC 1005/2009、米国大気浄化法	冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤
21	禁止	放射性物質	別リスト参照	すべて	意図的添加	(EU)放射線防護法 Directive 2013/59/Euratom、(日本)核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、(日本)放射性同位元素等の規制に関する法律、(米国)NRC 規則 Title 10	光学特性(トリウム)、測定装置、ゲージ類、検出器
22	禁止	ホルムアルデヒド	別リスト参照	織物	織物製品の0.0075 重量% (75ppm)	オーストリア-BGB I 1990/194; ホルムアルデヒド規制 § 2.12/2/1990; リトニア衛生基準HN 96:2000(衛生基準および規制)	織物
	禁止	ホルムアルデヒド		複合木材製品または部品	意図的添加	米国/カリフォルニア州CARB 規則; 米国連邦法111-199/TSCA601項	ステレオキャビネット、キオスク用い

No.	管理区分	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル(報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	主な使用例
23	禁止	2-ベンゾトリアゾール-2-イル-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320)	3846-71-7	すべて	意図的添加または成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法) REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2014.12.17 認可対象候補物質書17; 米国家庭用品安全性向上法)	接着剤、塗料、印刷インク、プラスチック、インクリボン、バテ、コーティングまたはシール用充填材
24	禁止	フタル酸エステル類 グループ 1(BBP, DBP, DEHP)	別リスト参照	玩具または育児用品	(フタル酸エステルの合計)可塑化した材料の0.1 重量% (1,000 ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17; 米国家庭用品安全性向上法	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤滑剤
25	禁止	フタル酸エステル類 グループ 2 (DIDP, DINP, DNOP)	別リスト参照	子供の口に入る玩具または育児用品	(フタル酸エステルの合計)可塑化した材料の0.1 重量% (1,000 ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17; 米国家庭用品安全性向上法	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤滑剤
26	禁止	ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル)	624-49-7	すべて	均質材料中の0.00001 重量% (0.1ppm)	欧州委員会決定2009/251/EC	殺虫剤、リクライニング、マッサージチェアを含む電子式レザーシートの防かび処理
27	禁止	五酸化ニヒ素	1303-28-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2008.10.28 認可対象候補物質に追加)	木材、金属、ガラスおよびプラスチックの添加剤
28	禁止	三酸化ニヒ素	1327-53-3	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2008.10.28 認可対象候補物質に追加)	木材、金属、ガラスおよびプラスチックの添加剤
29	禁止	ヘキサブロモシクロドテカン(HBCDD) <すべての主要ジアステレオ異性体を含む>	別リスト参照	すべて	意図的添加または成形品の0.075 重量% (75ppm)	POPs条約 欧州POPs規則	主に発泡ポリスチレンとある種の繊維に使用される難燃剤
30	禁止	短鎖型塩化バラフィン類(炭素数10~13)	別リスト参照	すべて	意図的添加または成形品の 0.1 重量% (1,000ppm)	欧州POPs規則 化学製品によるリスク低減に関するスイス	PVC用可塑剤、難燃剤
31	禁止	リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP)	115-96-8	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2010.01.13 認可対象候補物質)	難燃剤
32	禁止	クロム酸鉛	7758-97-6	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2010.01.13 認可対象候補物質に追加)	プラスチックの着色剤、塗料の着色剤
33	禁止	硫酸モリブデン酸クロム酸鉛 (C.I. ピグメントレッド104)	12656-85-8	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2010.01.13 認可対象候補物質に追加)	プラスチックの着色剤、赤色塗料の着色剤
34	禁止	C.I. ピグメントイエロー-34	1344-37-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2010.01.13 認可対象候補物質に追加)	プラスチックの着色剤、黄色塗料の着色剤
35	禁止	クロム酸ストロンチウム	7789-06-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	さび防止剤
36	禁止	ヒドロキシオクタオキソニッケル酸二クロム酸カリウム	11103-86-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	防錆塗料
37	禁止	クロム酸八水酸化五亜鉛	49663-84-5	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	着色剤
38	禁止	デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE)	1163-19-5	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)(欧州RoHS) 意図的添加(米国TSCA)	欧州POPs規則 米国TSCA	
39	禁止	塩基性亜硫酸鉛	62229-08-7	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	
40	禁止	二塩基性リン酸鉛	12141-20-7	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	
41	禁止	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	
42	禁止	三塩基性硫酸鉛	12202-17-4	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	
43	禁止	オレンジレッド(四酸化鉛)	1314-41-6	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	
44	禁止	バイロクロア、C.I. ピグメントイエロー-41	8012-00-8	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	
45	禁止	四塩基性硫酸鉛	12065-90-6	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	
46	禁止	ジクロロジブチルスズ(DBTC)	683-18-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	

No.	管理区分	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル(報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	主な使用例
47	禁止	シアナミド鉛	20837-86-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	
48	禁止	ケイ酸(H2SiO5)バリウム塩(1:1)、鉛をドープ	68784-75-8	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	
49	禁止	三酸化チタン鉛、チタン酸鉛	12060-00-3	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	
50	禁止	チタン酸ジルコニアム酸鉛	12626-81-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	
51	禁止	オキシ硫酸鉛	12036-76-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	
52	禁止	フタル酸ジオキソ三鉛	69011-06-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	
53	禁止	ジオキソビス(ステアリン酸)三鉛	12578-12-0	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	
54	禁止	脂肪酸鉛塩(炭素数16~18)	91031-62-8	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	
55	禁止	二硝酸鉛、硝酸鉛(II)	10099-74-8	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	
56	禁止	特定重金属 カドミウム/カドミウム化合物 鉛/鉛化合物 水銀/水銀化合物 六価クロム化合物	—	包装材、包装材部品	意図的添加またはCd, Hg, PbおよびCr <sup>6+</sup> の合計で均質材料中の0.01重量% (100ppm)	EU包装廃棄物指令 94/62/EC; 米国州の包装材重金属規制(TIP)	顔料、塗料、PVCの安定剤
57	禁止	酸化カドミウム	1306-19-0	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2013.6.20 認可対象候補物質に追加)	
58	禁止	パーフルオロオクタン酸 (PFOA)とその塩	別リスト参照	すべて	PFOA(塩を含む): 25 ppb またはPFOA 関連物質:1000 ppb (単独または合計)	POPs条約 欧洲POPs規則	
59	禁止	硫化カドミウム	1306-23-6	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2013.12.19 認可対象候補物質に追加)	
60	禁止	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	117-81-7	すべて	均質材料の0.1重量%(1000ppm)	2011/65/EU指令およびOJ L137, 4.6.2015; REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条お	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤滑剤
61	禁止	フタル酸ジブチル (DBP)	84-74-2	すべて	均質材料の0.1重量%(1000ppm)	2011/65/EU指令およびOJ L137, 4.6.2015; REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条お	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤滑剤
62	禁止	フタル酸ブチルベンジル (BBP)	85-68-7	すべて	均質材料の0.1重量%(1000ppm)	2011/65/EU指令およびOJ L137, 4.6.2015; REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条お	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤滑剤
63	禁止	フタル酸ジイソブチル (DIBP)	84-69-5	すべて	均質材料の0.1重量%(1000ppm)	2011/65/EU指令およびOJ L137, 4.6.2015; REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条お	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤滑剤
64	禁止	多環式芳香族炭化水素 (PAH)	別リスト参照	プラスチックまたはゴム製で、皮膚や口腔と直接長時間または繰り返し接触する成形品	プラスチックまたはゴム材料の0.0001 重量% (1ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17	
65	禁止	多環式芳香族炭化水素 (PAH)	別リスト参照	上記の成形品のうち、玩具や育児用品	プラスチックまたはゴム材料の0.00005 重量% (0.5ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17	
66	禁止	リン酸トリス(イソプロピルフェニル) (PIP 3:1)	68937-41-7	すべて	意図的添加	米国TSCA	
67	禁止	ベンタクロロオフェノール (PCP)	133-49-3	すべて	成形品の1 重量% (10,000ppm)	米国TSCA	
68	禁止	ヘキサクロロブタジエン(HCBD)	87-68-3	すべて	意図的添加	欧洲POPs規則 米国TSCA	
69	禁止	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	すべて	意図的添加または成形品の0.001 重量% (10ppm)	POPs条約 欧洲POPs規則	

No.	管理区分	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル(報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	主な使用例
70	禁止	1~7個の芳香環からなる鉱物油芳香族炭化水素類 (MOAH)	-	包装材および印刷物	意図的添加	フランス鉱物油規則	
71	禁止	炭素数 16~35個 の鉱物油飽和炭化水素類 (MOSH)	-	包装材および印刷物	意図的添加	フランス鉱物油規則	
72	禁止	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール: 2,4,6-TTBPF	732-26-3	物質及び混合物	0.3重量%以下(3,000ppm)	米国TSCA	
73	禁止	メトキシクロル	別リスト参照	すべて	意図的添加または物質、混合物または成形品 0.00001 重量% (0.01ppm)	POPs条約	
74	禁止	2-(2H-ベンゾ[トリアゾール-2-イル]-4,6-ジ-tert-ベンチルフェノール (UV-328)	25973-55-1	すべて	意図的添加または成形品の0.0001 重量% (1ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2014.12.17 認可対象候補物質に追加) POPs条約	
75	禁止	4,4'-イソプロピリデンジフェノール (ビスフェノールA)	80-05-7	感熱紙用途	0.02重量%以上の濃度を感熱紙に入れて市場に出してはならない。	REACHの制限物質リスト(付属書17)規定	PVCの酸化防止剤、エポキシ樹脂硬化剤、感熱紙
76	禁止	ペルフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCAAs)とその塩	別リスト参照	すべて	成形品の25 ppb	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17	可塑剤、潤滑剤、界面活性剤、湿潤剤、防腐剤
77	禁止	ペルフルオロヘキサンスルホン酸とその塩	別リスト参照	すべて	成形品の25 ppb	欧州POPs規則 化学製品によるリスク低減に関するスイス条例	
78	禁止	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18- ドデカクロロベンタシクロ [12.2.1.6.9.02.13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン(”デクロランプラス	別リスト参照	すべて	意図的添加または成形品の0.0001 重量% (1ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2018.1.15 認可対象候補物質に追加) POPs条約	接着剤、シーラントおよび結合剤用の非可塑性難燃剤
79	禁止	中鎖型塩化パラフィン(MCCPs)	別リスト参照	全て	意図的添加	POPs条約	
80	禁止	長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)	別リスト参照	全て	意図的添加	POPs条約	
81	禁止	ペル/ポリフルオロアルキル物質 (PFAS)	-	包装材、包装材部品	意図的添加	米国特定州 包装材有害物質規則	

## ◆管理物質

No.	管理区分	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル(報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	主な使用例
1	管理	酸化ベリリウム	1304-56-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	DIGITALEUROPE <sup>2</sup> /CECED/AeA <sup>3</sup> /EERA ガイダンス	セラミックス
2	管理	臭素系難燃剤 (PBB類、PBDE類およびHBCDDを除く)	別リスト参照	プラスチック材料。ただし、積層プリント配線基板を除く	プラスチック材料の臭素の含有合計で0.1 重量% (1000ppm)	JS709	ハウジング、コネクター、パッケージモールドの封止剤中の難燃剤
	管理	臭素系難燃剤 (PBB類、PBDE類およびHBCDDを除く)		積層プリント配線基板	積層板の臭素の含有合計で0.09 重量% (900 ppm)		積層プリント配線基板
3	管理	塩素系難燃剤	別リスト参照	プラスチック材料。ただし、積層プリント配線基板を除く	プラスチック材料の塩素の含有合計で0.1 重量% (1000ppm)	JS709	ハウジング、コネクター、パッケージモールドの封止剤中の難燃剤
	管理	塩素系難燃剤		積層プリント配線基板	積層板の塩素の含有合計で0.09 重量% (900 ppm)		難燃剤
4	管理	ポリ塩化ビニル(PVC)およびPVCコポリマー	別リスト参照	プラスチック材料の塩素の含有合計で0.1 重量% (1000ppm)	JS709		絶縁材、耐薬品性、OHPフィルム、シース材
5	管理	フタル酸ジイソデシル(DIDP)	68515-49-1 26761-40-0	すべて	意図的添加	米国/カリフォルニア州プロポジション65判例法	ケーブルの可塑剤
6	管理	フタル酸ジ-n-ヘキシル(DnHP)	84-75-3	すべて	意図的添加または成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	米国/カリフォルニア州プロポジション65判例法 REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2008.10.28 認可対象候補物質	ケーブルの可塑剤
7	管理	塩化コバルト(CoCl <sub>2</sub> )	7646-79-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質	水質汚濁検知用の空圧式制御盤
8	管理	アルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維	-	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質	高温試験装置の断熱材

No.	管理区分	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル(報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	主な使用例
9	管理	ジルコニアアルミニ珪酸塩、耐火セラミック繊維	-	すべて	成形品の0.1重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	高温試験装置の断熱材
10	管理	ホウ酸	10043-35-3 11113-50-1	すべて	成形品の0.1重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2010.06.18 認可対象候補物質に追加)	ペニア板/圧縮木材の糊用添加剤および難燃剤;アミノプラスチック樹脂の安定剤;木材の防腐剤;木材、綿およびその他の植物由來の材料
11	管理	四ホウ酸二ナトリウム無水物	別リスト参照	すべて	成形品の0.1重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2010.06.18 認可対象候補物質に追加)	ペニア板/圧縮木材の糊用添加剤および難燃剤;アミノプラスチック樹脂の安定剤;木材の防腐剤
12	管理	七酸化二ナトリウム四ホウ酸水和物(四ホウ酸二ナトリウム水和物)	12267-73-1	すべて	成形品の0.1重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2010.06.18 認可対象候補物質に追加)	ペニア板/圧縮木材の糊用添加剤および難燃剤;アミノプラスチック樹脂の安定剤;木材の防腐剤
13	管理	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7を主成分とする炭素数6~8の分岐ジアルキルエステル類(DIHP)	71888-89-6	すべて	成形品の0.1重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2011.06.20 認可対象候補物質に追加)	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤、潤滑剤
14	管理	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7~11の分岐および直鎖ジアルキルエステル類(DHNUP)	68515-42-4	すべて	成形品の0.1重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2011.06.20 認可対象候補物質に追加)	可塑剤、染料、顔料、塗料、インキ、接着剤、潤滑剤
15	管理	[4-(ビス(4-ジメチルアミノフェニル)メチレン)-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデンジメチルアンモニウムクロリド(別名C1.ベーシックバイオレット3)]	548-62-9	すべて	成形品の0.1重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2010.06.18 認可対象候補物質に追加)	インキ
16	管理	2,2'-ジクロロ-4,4'-メチレンジアニリン(MOCA)	101-14-4	すべて	成形品の0.1重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	ポリウレタンの硬化剤
17	管理	フタル酸ビス(2-メトキシエチル)	117-82-8	すべて	成形品の0.1重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	可塑剤
18	管理	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール、(4-tert-オクチルフェノール)	140-66-9	すべて	成形品の0.1重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	未反応物質
19	管理	ビス(2-メトキシエチル)エーテル	111-96-6	すべて	成形品の0.1重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	電池の電解液
20	管理	N,N-ジメチルアセトアミド(DMAC)	127-19-5	すべて	成形品の0.1重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	未反応物質
21	管理	1,2-ビス(2-メトキシエトキシ)エタン(TEGDME:トリグライム)	112-49-2	すべて	成形品の0.1重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2012.06.18 認可対象候補物質に追加)	
22	管理	1,2-ジメトキシエタン;エチレングリコールジメチルエーテル(EGDME)	110-71-4	すべて	成形品の0.1重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2012.12.19 認可対象候補物質に追加)	
23	管理	1,2-ジエトキシエタン	629-14-1	すべて	成形品の0.1重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2012.12.19 認可対象候補物質に追加)	
24	管理	三酸化ニホウ素	1303-86-2	すべて	成形品の0.1重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2012.06.18 認可対象候補物質に追加)	
25	管理	N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2	すべて	成形品の0.1重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2012.12.19 認可対象候補物質に追加)	
26	管理	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジベンチルエステル、分岐および直鎖	84777-06-0	すべて	成形品の0.1重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2012.12.19 認可対象候補物質に追加)	
27	管理	フタル酸ジイソベンチル(DIPP)	605-50-5	すべて	成形品の0.1重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2012.12.19 認可対象候補物質に追加)	
28	管理	フタル酸n-ベンチル-イソベンチル	776297-69-9	すべて	成形品の0.1重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2012.12.19 認可対象候補物質に追加)	
29	管理	メチルヘキサヒドロフタル酸無水物、ヘキサヒドロ-4-メチルフタル酸無水物、ヘキサヒドロ-1-メチルフタル酸無水	25550-51-0 19438-60-9 48122-14-1 57110-29-9	すべて	成形品の0.1重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2012.12.19 認可対象候補物質に追加)	
30	管理	フタル酸ジベンチル、フタル酸ジアミル(DPP)	131-18-0	すべて	成形品の0.1重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2013.6.20 認可対象候補物質に追加)	
31	管理	4-ノルリルフェノール、分岐および直鎖のエトキシレート	-	すべて	成形品の0.1重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2013.6.20 認可対象候補物質に追加)	
32	管理	リン酸トリス(ジメチルフェニル)	25155-23-1	すべて	成形品の0.1重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33条および7.2条(2013.12.19 認可対象候補物質に追加)	

No.	管理区分	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル(報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	主な使用例
33	管理	3,3'-[[1,1'-ビフェニル]-4,4'-ジイルビス(アゾ)]ビス(4-アミノナフタレン-1-スルホネート)ニナトリウム(別名 C.I.ダイレクティブルー 38)	573-58-0	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2013.12.19 認可対象候補物質に追加)	
34	管理	2-イミダゾリジンチオン	96-45-7	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2013.12.19 認可対象候補物質に追加)	
35	管理	1,2-ベンゼンジカルボン酸ジヘキシルエステル, 分岐および直鎖	68515-50-4	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2013.12.19 認可対象候補物質に追加)	
36	管理	フタル酸ジイソノイル (DINP)	28553-12-0 68515-48-0	すべて	意図的添加	米国/カリフォルニア州プロポジション65判例法	
37	管理	ジナトリウム 4-アミノ-3-[[4'-(2,4-ジアミノフェニル)アゾ][1,1'-ビフェニル]-4-イル]アゾ]-5-ヒドロキシ-6-(フェニルアゾ)ナフタレン-2,7-ジスルホン酸(別名 C.I.ダイレクトブラック 38)	1937-37-7	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2013.12.19 認可対象候補物質に追加)	
38	管理	ベンゼンアミン、N-フェニル、スチレンおよび2,4,4-リメチルベンテンとの反応生成物 (BNST)	68921-45-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	カナダ特定有害物質禁止規則	
39	管理	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシル (DOTE)	15571-58-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2014.12.17 認可対象候補物質に追加)	
40	管理	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシルと10-エチル-4-[(2-(エチルヘキシル)オキシ)-2-オキソエチル]チオ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシルの反応生成物 (DOTE と MOTE の反応生成物)		すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2014.12.17 認可対象候補物質に追加)	
41	管理	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジ-C6-10-アルキルエステル; 1,2-ベンゼンジカルボン酸、デシル・ヘキシル・オクチルジエステルと0.3%以上のフタル酸ジヘキシル(EC No. 201-559-5)との混合物	68515-51-5 68648-93-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2015.6.15 認可対象候補物質に追加)	
42	管理	ニトロベンゼン	98-95-3	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2015.12.17 認可対象候補物質に追加)	
43	管理	2,4-ジ-tert-ブチル-6-(5-クロロ-2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)フェノール (UV-327)	3864-99-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2015.12.17 認可対象候補物質に追加)	
44	管理	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-(tert-ブチル)-6-(sec-ブチル)フェノール (UV350)	36437-37-3	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2015.12.17 認可対象候補物質に追加)	
45	管理	1,3-プロパンスルトン	1120-71-4	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2015.12.17 認可対象候補物質に追加)	
46	管理	4,4'-イソプロピリデンジフェノール(ビスフェノールA)	80-05-7	すべて	意図的添加または成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2017.1.12 認可対象候補物質に追加); 米国/カリフォルニア州プロポジション65判例法	
47	管理	水酸化カドミウム	21041-95-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2018.1.15 認可対象候補物質に追加)	
48	管理	ベンゾ(ghi)ペリレン	191-24-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2018.7.8 認可対象候補物質に追加)	
49	管理	オクタメチルシクロテトラシロキサン	556-67-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2018.7.8 認可対象候補物質に追加)	
50	管理	デカメチルシクロペンタシロキサン	541-02-6	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2018.7.8 認可対象候補物質に追加)	
51	管理	ドデカメチルシクロヘキシロキサン	540-97-6	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2018.7.8 認可対象候補物質に追加)	
52	管理	八ホウ酸ニナトリウム	12008-41-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2018.7.8 認可対象候補物質に追加)	凍結防止剤、潤滑油・グリース
53	管理	水素化テルフェニル	61788-32-7	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2018.7.8 認可対象候補物質に追加)	プラスチック添加剤、溶剤、塗料・インキ
54	管理	フタル酸ジシクロヘキシル(DCHP)	84-61-7	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2018.7.8 認可対象候補物質に追加)	プラスチック可塑剤

No.	管理区分	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル (報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	主な使用例
55	管理	2,2-ビス(4'-ヒドロキシフェニル)-4-メチルペンタン	6807-17-6	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2019.1.15 認可対象候補物質に追加)	
56	管理	ベンゾ(k)フルオランタン	207-08-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2018.7.8 認可対象候補物質)	
57	管理	フェナントレン	85-01-8	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2018.7.8 認可対象候補物質)	
58	管理	フルオラテン	206-44-0 93951-69-0	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2018.1.15 認可対象候補物質に追加)	
59	管理	ピレン	129-00-0 1718-52-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2018.1.15 認可対象候補物質に追加)	